

不安全行動

* 全報告件数

今期7月1日～12月31日(半年間)の全報告件数は560件でした。うち、所属長の承認待ちが88件、当事者が書きかけの報告書は23件あります。確定・承認いただけますよう、よろしくお願いたします。

* 今月の報告件数

2016年12/1～12/31は84件、一時保存は10件、所属長未承認は40件でした。(下記参照)今月はLv3b以上のアクシデントに分類される報告が3件ありました。うち、1件は当院の事例ではなくヒヤリハット(発見者)として報告された事例です。今後ともよろしくお願いたします。ご協力ありがとうございました。

	Lv0	Lv1	Lv2	Lv3a	Lv3b	合計
医療情報課医事係	1	0	0	0	0	1
ハイケアユニット	0	1	1	0	0	2
4階東病棟	0	0	1	0	0	1
5階東病棟	0	3	4	0	0	7
5階西病棟	2	4	3	1	0	10
6階東病棟	1	3	3	0	1	8
6階西病棟	0	4	1	0	0	5
7階東病棟	0	5	2	1	0	8
7階西病棟	0	1	1	1	0	3
手術室(OP)	1	0	0	0	0	1
中央外来	0	1	0	0	0	1
透析室	0	2	0	0	0	2
4階東西病棟	1	1	1	0	1	4
消化器センター内科	0	0	0	0	1	1
理学療法科	1	1	1	0	0	3
作業療法科	0	1	0	0	0	1
栄養科	1	5	0	0	0	6
病理検査科	0	1	0	0	0	1
放射線科	0	2	1	0	0	3
薬剤科	4	2	0	0	0	6
合計	12	37	19	3	3	74

対象期間:2016.12.01～2016.12.31

一時保存は除く

2017/1/18

医真会八尾総合病院 医療安全管理室

● 不安全行動とは？ 厚生労働省 HP より

1. 不安全行動とは、労働者本人または関係者の安全を阻害する可能性のある行動を「意図的」に行う行為をいいます。
2. 手間や労力、時間やコストを省くことを優先し、つい「これくらいは大丈夫だろう」、「面倒くさい」、「皆がやっているから」、「(作業を早く進めるためには)仕方がない」などと考えたり、「長年経験しているから大丈夫」、「自分が事故を起こすはずはない」など慣れや過信から、「あるべき姿」を逸脱する安易な行動がとられた結果、労働災害に発展するケースが少なくありません。
3. 明記されたルール違反で無くとも、危険な状態になる可能性がわかっていながらそのままにしている、自身や他者の安全を脅かすような行為に「意図」があれば不安全行動となります。なお、自らとった行動が、「意図しない」結果をもたらすことは「ヒューマンエラー」といいます。

● 結果的にルール違反！

1. 事例報告には「忙しかったので(あとで〇〇やろうと思って)確認をとばしてしまった」「わかってはいたけど(あとで〇〇やろうと思って)マニュアルのとおりしなかった」など、当事者からは結果的にルール違反になってしまったと報告されることがあります。
2. 当院の事例ではありませんが、呼吸器のアラームがやかましいからと処置中はスイッチをオフにし、あとでスイッチをオンにしようと思って忘れてしまい、アラームが鳴らず患者さんはお亡くなりになってしまったという事故がありました。
3. すべての事例で、というわけではありませんが、「あとでやろうと思った」時点で既にルール違反をしてしまっており、結果的にルール違反になったものではありません。呼吸器の事例では処置中にアラームをオフにすることは「意図」があり不安全行動といえます。

● なんの為にルールがあるのでしょうか？

1. ルールは医療を提供される患者さんを守ることはもちろん、提供する医療者自身を守るためにもあります。「細かいルールが多すぎて」と思うこともあるかもしれませんが、なぜそんなルールがあるのかを考えてみましょう。もしも、決められたルールやマニュアルより、安全で、効率的な方法があるならば改善していくことも大事です。

● 不安全行動を防ぐためには 厚生労働省 HP より抜粋

1. 不安全行動を誘発する要因として、①労働者の要因②作業の要因③作業環境の要因④安全管理の要因⑤組織の要因などがあり、これらの要因のうち一つに起因するばかりでなく、複数が絡み合って発生すると考えられています。また、労働者の心構え、意識だけで防止することはできないとされています。
2. 不安全行動を防ぐためには誘発要因に対し①十分な安全教育②管理・監督の徹底③設備・環境面の改善④人間工学的配慮⑤職場におけるよき人間関係の醸成⑥労働時間、休日、休憩といった労働条件の適正化など対処する必要があります。
3. 不安全行動は、作業行動の「あるべき姿」からの逸脱ですが、この「あるべき姿」たる作業標準(作業手順)が明確に定められていなかったり、定められていても、行われていなかったりしたため、労働者が不安全行動をしてしまい、労働災害が発生した事例もあります。安全教育は、教えた内容を日常の作業過程において実践させ、不安全行動をとつたらすぐに是正させながら、「あるべき姿」を身に付けることが必要とのことです。